平成２１年（フ）第８３１８号
大阪市浪速区日本橋５丁目20番３―1305号
債務者　達川　敏明
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４００号
大阪府摂津市香露園27番18号
債務者　藤田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１号
岡山市中区中島59番地
債務者　研山　　旭
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８９号
岡山市東区楢原489番地１　サニーレジデンスＦ202
債務者　岡本　智裕
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８２号
長崎県佐世保市松瀬町1028―２
債務者　山下　勇二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
長崎県佐世保市高天町11―21　ビバシティ高天402木村美香子方、住民票上の住所長崎県佐世保市三浦町２番28号　ベイサイド戸尾604号
債務者　ＨＯＮＥＹ　ＤＲＯＰこと　木村亮太郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
長崎県佐世保市小舟町74番地１
債務者　竹野キヌ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
長崎県佐世保市戸尾町15番37号　坂本ハイツ201号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町1207番地４
債務者　亀川恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1727番地　山口アパート２Ｆ
債務者　森江　國廣
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
広島県福山市水呑町4178番地　林内アパート６号
債務者　亀田　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１９２６７号
福岡県大野城市山田１丁目２―12
債務者　山浦　智美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５００号
東京都東村山市萩山町３丁目25―28
債務者　山口　一枝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５０１号
東京都東村山市萩山町３丁目25―28
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１８号
東京都中野区中野５丁目68―８―403
債務者　志村　拓郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１９号
東京都世田谷区奥沢１丁目11―３
債務者　櫻井　雪絵
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部